

障 発 0 6 2 9 第 6 号  
平 成 3 0 年 6 月 2 9 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に  
関する基準について」の一部改正について

障害保健福祉行政の推進につきまして、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申  
し上げます。

今般、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する  
基準について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号 厚生労働省社会・援護局障  
害保健福祉部長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等  
に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

記

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準につ  
いて（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号）

別紙のとおり改正する。